

和歌山県MCI高齢者居場所づくり支援事業補助金について

MCI高齢者(軽度認知障害の高齢者)の認知症の予防を図るため、MCI高齢者、地域住民又は専門職等の関係者が集まり、自ら策定した認知症予防プログラムに基づくサービスの提供を通じてMCI高齢者に居場所を設置・提供する事業を実施しようとする者に補助金を交付する。

※認知症予防プログラムとは、認知症の予防を図ることを目的に提供する保健医療サービス・福祉サービスの内容、手順その他の認知症の予防のための取組を定めた計画をいいます。

1 補助事業(次の(1)及び(2)に該当する事業)

(1)認知症予防プログラムが次に該当する計画であること。

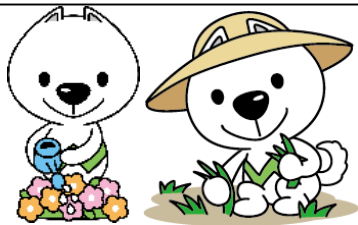
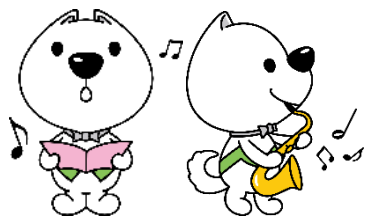
- ①MCI高齢者の希望に応じ、これまでの経験や残された能力を活かせるもの。
- ②認知症予防に効果があると認められる方法により行われるもの。

例) 歌う・楽器演奏、音読、園芸・農作業 等

(2)MCI高齢者の居場所としてMCI高齢者、地域住民又は専門職その他の関係者が集まり、交流の場の提供となること。

2 補助対象者(次の全てに該当する者)

- (1)県内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (2)補助事業を実施する事業所等の所在する市町村長から推薦を受けた者であること。
- (3)補助事業に従事する者として、認知症予防、認知症の医療や介護のケアに関して専門知識を有する者が1名以上配置(外部講師を含む)されている者であること。



3 補助対象経費

- ・割増賃金・手当
(認知症予防プログラムの作成等により生じた追加的業務に係る労働の対償として使用者が支払う職員の割増賃金や手当)
- ・報償費(外部講師への謝金)
- ・旅費(外部講師の旅費等)
- ・備品購入費
- ・その他消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料 等

4 補助額

補助上限額 50万円

※算定方法

補助上限額と補助対象経費の実支出額から寄付金等収入額を控除した額(千円未満切り捨て)を比較して少ない方の額

留意事項

- ①本事業の検討段階で県に連絡・相談し補助金の対象となるかを確認
- ②確認後、交付申請書類を県に提出

その他要件等の詳細は、「和歌山県MCI高齢者居場所づくり支援事業補助金交付要綱」、「募集要領」を確認